

答 申 情 第 1 4 5 号

令和 4 年 1 1 月 1 8 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 北 村 和 生

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第 1 8 条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

令和 3 年 1 1 月 8 日付け保障第 4 6 8 号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

障害者雇用支援連絡協議会に関連する文書の不存在による非公開決定事案（諮問情第 2 4 2 号）

1 審査会の結論

処分庁が行った不存在による非公開決定処分は妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和3年9月7日に、処分庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「京都障害者職業センターにおける障害者雇用支援連絡協議会に関連する文書」の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。
- (2) 処分庁は、本件請求に関する書類を探索したが、本件請求に関する文書の取得を確認できなかった、という理由から不存在による非公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和3年10月5日付けで、その旨及び理由を審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、令和3年10月15日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審査会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 京都市発達障害者支援センターかがやき（以下「かがやき」という。）の運営について
かがやきは、発達障害のある方とその御家族が地域で安定して生活ができるように支援するセンターであり、「相談支援」、「就労支援」、「発達支援」、「普及啓発・研修」の4つの機能を併せ持つセンターとして平成17年11月に開設し、社会福祉法人へ委託して事業を実施している。かがやきは、支援対象者の支援を行うに際し、障害者に対する専門的な職業リハビリテーションを提供する施設である「独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構京都障害者職業センター」（以下「職業センター」という。）（厚生労働省所管）と連携しつつ、支援対象者が適切な職業選択や就職活動が行えるよう、支援を行っている。
- (2) 本件請求に係る公文書について

障害者雇用支援連絡協議会（以下「協議会」という。）は、職業センターが主体となって実施している協議会であり、本件請求は、かがやきが保管する「協議会に関連する文書」を公開するよう求めたものである。

(3) 本件処分について

協議会に関する会議資料については、京都市公文書管理規則（以下「規則」という。）第9条別表のうち、7「会議等において受領した資料で軽易なもの」に該当し、その保存年限を1年未満保存としている。また、京都市公文書取扱規程第50条第2項において「文書管理責任者は、前項の規定にかかわらず、保存期間が1年未満の公文書について、当該公文書が完結した後保存の必要がないと認めるときは、随時廃棄することができる。」とされており、廃棄することを決定する文書を作成することや、廃棄した日時を記録することを必要とされていない。

したがって、仮に、令和2年度に開催された協議会において資料を取得していたとしても、当該資料は廃棄したものと認められるが、1年未満保存文書の取扱い上、廃棄した日時などを確認することはできなかった。

また、念のため、かがやき内を探索したが協議会に関する文書は見当たらなかった。

以上のことから、本件請求に係る公文書については、取得した事実を確認できなかったことを理由とした不存在による非公開決定としたものである。

なお、令和3年度においては、請求日時点で協議会が開催されていないため、会議資料等は取得していない。

(4) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書、反論書及び行政不服審査法に基づく口頭意見陳述における審査請求人の主張によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 京都障害者職業センターにおける障害者雇用支援連絡協議会開催要綱3（1）において「発達障害者支援センター」と書かれており、当該要綱における協議会の法的根拠は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（以下「法」という。）20条4項である。したがって、かがやきにおいて協議会に関連する文書が存在しないことは不自然である。

(2) 本件決定通知書において、協議会自体が行われていないのか、あるいは協議会が行われているとしてもかがやきは委嘱されていないのか等の内情は書かれていないので、なぜ本件公開請求文書が存在しないのかについて十分に判明しておらず、これは行政手続法8条1項における趣旨に反している。

(3) 資料9*によると令和2年度には協議会が2回開催されたようである。

※資料 9： 審査請求人が令和 3 年 9 月 13 日付で独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行った法人文書の開示請求に対する、令和 3 年 12 月 6 日付法人文書開示決定通知書を指す。

6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件請求に係る公文書について

審査請求人の求める文書は、協議会の構成員であるかがやきが保有する、協議会に関連する文書である。

(2) 本件処分について

ア 処分庁は、協議会に関する会議資料を 1 年未満保存文書として取り扱っているため、仮に会議資料を取得していたとしても保存年限の経過により既に廃棄しており、取得の有無を確認することができず、また令和 3 年度については本件請求時点で会議が開催されていないと主張する。

イ 一方、審査請求人は、かがやきが法第 20 条第 4 項に基づき設置された協議会の構成員であること、また少なくとも令和 2 年度においては協議会が 2 回開催されていることを理由に、本件請求に係る文書が不存在であることは不自然であると主張する。

ウ 処分庁においては、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書の管理に関し必要な事項を規則で定めており、規則第 9 条別表において公文書の区分に応じた保存期間の基準が定められている。

本件請求に係る公文書は、処分庁が協議会に出席した際に受領する資料であり、規則第 9 条別表において保存期間が 1 年未満とされている「会議等において受領した資料」に相当する文書であると認められる。

したがって、当審査会としては、処分庁が当該規定に基づき本件請求に係る公文書を 1 年未満保存として取り扱ったため、本件請求時点において文書が存在しないとの主張に特段不自然な点はないと判断する。

エ また、審査請求人は、本件公開請求文書が存在しない理由について十分に判明しておらず、行政手続法 8 条 1 項の趣旨に反しているとも主張するので、この点について以下検討する。

一般に、法令に行政処分に理由を付記すべきものとしている場合に、どの程度の記載をすべきかは、処分の性質と理由付記を命じた各法令の趣旨・目的に照らして

これを決定すべきである（最高裁昭和３６年（オ）第８４号同３８年５月３１日第二小法廷判決）。

条例第１０条第３項においては、実施機関が非公開決定をした旨の通知をするときは、当該通知にその理由を付記しなければならない旨を規定している。当該規定は、非公開理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、非公開の理由を請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられていると解される。このような趣旨に鑑みれば、不存在による非公開決定通知書に付記すべき理由としては、請求者において請求に係る公文書が存在しない要因をその記載自体から了知し得るものでなければならず、単に公文書が存在しない旨のみを示すだけでは、条例第１０条第３項の要求する理由付記としては十分ではない。

この見地に立って判断すると、本件処分の通知書には公開請求に係る公文書を保有していない理由として「本件請求に関する書類を探索したが、本件請求に関する文書の取得を確認できなかった。」と処分の基礎となった事実関係が記載されており、本件請求に係る公文書が存在しない要因が一定程度具体的に記載されていると認められる。

したがって、本件処分の理由は、処分を取り消さなければならない程度に具体性を欠いているとまでは言えないため、審査請求人の主張は採用できない。

(3) 結論

以上により、「１ 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和3年11月 8日 諮問

12月 7日 諮問庁からの弁明書の提出

12月20日 審査請求人からの反論書の提出

令和4年 8月 2日 諮問庁からの口頭意見陳述記録書の提出（令和4年3月2日開催）

10月19日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和4年度第5回会議）

11月18日 審議（令和4年度第6回会議）

※ 京都市情報公開・個人情報保護審査会運営要領第3条第3項の規定に基づき、本件審査請求事件を取り扱う部会を変更した。

※ 行政不服審査法第36条に基づく手続を行うよう審査請求人から申立てがあったが、当審査会は、これらの手続を経なくても十分な審議が可能であると判断し、いずれも実施しなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 北村 和生）